

## 赤十字救急法等講習の開催について（令和3年3月現在）

日本赤十字社本社からの通知により、講習内容の一部に制限が設けられています

### 【実施することができない内容（各講習共通）】

- ✓ 人工呼吸（呼気吹込み法）
- ✓ 人と人が接触する実技（指導員のデモンストレーションも含む）
- ✓ 3つの密（密閉・密集・密接）が避けられないグループワーク等

- 当院で開催する一般普及講習について、年間計画どおりに受講者募集を行いますが、上記【実施することができない内容】の制限が解除されない場合、または、感染防止対策を徹底し、安全に配慮した実技内容等での実施ができない場合は、その講習を中止します。
- 一般普及講習においては、上記の実技等が必須項目となっていることから、上記の実技等が再開され、検定に合格後、認定証交付となります。

### ※一般普及講習とは？

- 検定合格後に、認定証を交付する講習です。
- 当院では、救急法救急員養成講習・幼児安全法支援員養成講習・健康生活支援講習支援員養成講習が該当します。

### ○お申込み・受講にあたって

- ✓ 人の移動を可能な限り少なくし、感染拡大を防止する観点から、日本赤十字社本社からの通知により、都道府県をまたいで受講は禁止させていただきます。県外にお住まいの方は、お住まいの地域で開催されている講習会へお申し込みください。
- ✓ 近隣地域における感染状況等により受講決定後でも急遽中止とする場合がありますことをご了承ください。

お問い合わせ先

多可赤十字病院 医療社会事業課

電話：0795-32-3810 / FAX：0795-32-5277